

被扶養者（異動）届をお忘れなく

被扶養者の方で、右のいずれかに当てはまり、被保険者との生計維持関係がなくなったときは、被扶養者から外す手続きが必要です。健保組合へ「健康保険被扶養者（異動）届」に被扶養者でなくなる方の保険証を添付して、異動があった日から5日以内に提出してください。

※パートタイマーなどの短時間労働者であっても、一定の条件を満たし、勤務先の健康保険に加入した場合は被扶養者でなくなります。詳しくはホームページ（健保組合のしくみ ▶ 加入について ▶ 健康保険に加入する人）をご覧ください。

こんなときは被扶養者でなくなります

- 子どもが就職した
- 子どもが結婚してその配偶者の被扶養者になった
- 給与、年金、不動産所得などの収入で、年間収入が130万円を超えた（60歳以上または障害がある場合は180万円）
- 亡くなった
- 75歳になった

詳しくはHPへ
HOME >>
各種申請・申込 >>
家族の加入について



このたび、IBM 健保組合はプライバシーマークを取得しました

IBM 健保組合は、加入者の個人情報の取扱いに関する法令その他の規範及び個人情報保護マネジメントシステムを遵守するとともに、今後とも IBM 健保組合が掲げる個人情報保護ポリシーの内容を継続的に見直してまいります。



プライバシーマーク制度は、事業者の個人情報保護の体制や運用の状況が、日本工業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム-要求事項」の基準に適合し適切であることを、第三者機関より審査・認定されることで、利用者に“プライバシーマーク”というロゴマークを用いてわかりやすく示す制度です。一般財団法人 医療情報システム開発センター（MEDIS-DC）が審査し一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）に認定されます。

日本アイ・ビー・エム健康保険組合はプライバシーマーク付与事業者として認定されています。

審査合格日：平成30年11月27日
プライバシーマーク付与の有効期限：平成30年12月11日～平成32(2020)年12月10日

特例退職被保険者、任意継続被保険者のみなさまへ

3月初旬 2019年度の保険料納入通知書を発行します

* 特例退職被保険者で毎月払いの方は除きます（毎月払いの方は、3月27日から新保険料での引落としとなります）。
* 納付方法に応じた **毎月払い（任意継続被保険者のみ）** **1年前前納** **6カ月分前納** の通知書を一括でお送りします。

● 2019年度の保険料

2019年度からの保険料率改定にともない、健康保険料・介護保険料ともに引き上げられています。

特例退職被保険者

2019年 3月から	標準報酬月額	410,000円
	健康保険料	29,315円
	介護保険料	6,970円
	合計	36,285円

* 65歳以上の方の介護保険料は、健保組合では徴収していません。

任意継続被保険者

2019年 3月から	標準報酬月額 （上限額）	530,000円
	健康保険料	37,895円
	介護保険料	9,010円
	合計	46,905円

* 40歳未満の方は介護保険料の徴収はありません。

★ 編集後記 ★

「My Health」は次号で100号を迎えます。誌面を見直して健保組合のしくみや財政、プログラムをよりわかりやすくお伝えし、みなさまのお役に立つ健康情報もお届けしてまいります。また、今号では高齢者医療制度への納付金や医療費が年々増加している影響を受け、保険料率が改定されることをお知らせしました。みなさまの「健康」で医療費の適正化にご協力ください。

● 「My Health」へのご意見・お問い合わせは、当健保組合ホームページの「Webでのお問い合わせ」まで